

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	令和5年12月6日（水）午前9時30分
閉会日	令和5年12月6日（水）午前11時32分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員 長 富田えいじ 副委員 長 おくだけんじ 委 員 伊藤真規子 大島令子 木村さゆり なかじま和代 山田けんたろう わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 佐藤有美 福祉部長 川本満男 次長 中野智夫 福祉課長 堤 健二 障がい福祉係長 長谷川礼菜 長寿課長 水野真樹 課長補佐（いきいき長寿、地域支援担当） 森 延光 課長補佐（介護保険担当）兼介護保険係長 遠藤健一 保険医療課長 林 元美 課長補佐 伊藤弘憲 国保年金係長 浜田のぞみ 医療係長 武田憲明 子ども部長 飯島 淳 次長兼子ども未来課長 近藤かおり 課長補佐（保育担当）兼保育係長 水野真紀子 課長補佐（児童担当）兼児童係長 柴田浩善 計 16 人
職務のため出席した者の職氏名	議長 岡崎つよし 議会事務局長 横地賢一 主任 佐藤有美
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 55 号 長久手市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

保険医療課長 議案第 55 号について説明

大島委員 今回の条例改正に伴い、令和 6 年度の当初予算ではいくら増額する見込みか。

保険医療課長 試算では、年間で 8,000 万円を見込んでいる。施行が令和 6 年 10 月 1 日であるため、令和 6 年度はその半年分である。

大島委員 施行までに半年以上あるが、それまでの事務にはどのようなものがあるか。

保険医療課長 現在、高校生世代には子ども医療費受給者証を発行していないが、通院も支給対象となることに伴い、受給者証を発行することとした。そのためのシステム改修や対象者と医療機関への周知、また、受給者証を発行するに当たり、受給者証の有効期限が 15 歳の年度末で切れている人に申請書を提出してもらう事務が必要となる。

大島委員 受給者証は申請しないともらえないのか。

保険医療課長 現在、受給者証を持っている人は延長することになるが、現中学 3 年生は 15 歳の年度末にあたる令和 6 年 3 月 31 日に有効期限が切れるため、新たに申請が必要である。

医療係長 子ども医療費受給者証は、健康保険の加入者に発行しており、保険証を確認する必要があることから申請書を提出いただいている。国民健康保険の場合は市で確認できるが、社会保険や健康保険組合などの場合は市で把握していないため、申請主義をとっている。

大島委員 国民健康保険の人を含め、全員が申請するのか。

医療係長 そのとおりである。

大島委員 マイナンバーカードの保険証としての利用状況は把握しているか。

保険医療課長 マイナンバーカードとの紐付け状況は、国民健康保険においてもわからない。子ども医療費受給者証についても同様である。

大島委員 制度の変更を知らず、医療機関の窓口で自己負担分を支払った場合はどうなるのか。

保険医療課長 後から市役所の窓口で償還払いの手続きを行うことになる。

大島委員 制度の変更の周知について、教育委員会と協力することは考えているか。

医療係長 教育委員会に協力を仰ぐことは考えていないが、高校生世代の全世帯に案内と申請書を送付する予定である。

なかじま委員 令和6年度の当初予算で年間の試算額8,000万円の半年分が必要とのことだが、財源についてはどのように考えているか。

保険医療課長 財政部局と調整しながら、必要な金額は確保していく予定である。

なかじま委員 担当課レベルではなく、市全体としての回答が必要だと思うが、市長は財源をどのように考えているか。

福祉部長 市全体の予算を見て事業の点検も行いながら、財源の確保に努めていく。

大島委員 近隣の自治体の状況はどのようなか。

保険医療課長 東郷町は既に実施済みで、尾張旭市も令和4年度から実施している。日進市と豊明市は令和6年度から実施予定であり、瀬戸市は本市と同じような状況である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論

わたなべ委員 子ども医療費の拡大については、子育て中の保護者だけでなく、令和4年度に開催した子ども議会において、子どもたちからも発言があった。実現に感謝し、賛成討論とする。

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 62 号 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 保険医療課長 議案第 62 号について説明
- 大島委員 国民健康保険以外の健康保険にも同様の制度があるのか。
- 保険医療課長 社会保険にはさらに扶養の場合もある。国民健康保険には今までこのような制度がなかったため、国民健康保険法や地方税法が改正され、それに伴い、本市の税条例を改正するものである。
- 大島委員 時限的ではなく、恒久的な改正か。
- 保険医療課長 そのとおりである。
- なかじま委員 近年の国民健康保険被保険者の出産件数はどのようなか。
- 保険医療課長 令和 4 年度は 29 件である。
- 課長補佐 令和 5 年度は 11 月末現在で 15 件である。
- なかじま委員 例年同じような件数なのか。
- 保険医療課長 出産育児一時金の決算状況を見ると、年度によりばらつきはあるが、30 から 40 件程度である。
- なかじま委員 単体妊娠の場合は予定日の属する月の前月から軽減するのに対し、多胎妊娠の場合は 3 か月前から軽減することだが、産後の方がより大変だと思うが、どうか。また、多胎妊娠とひとくりにされているが、2 人でも 3 人、4 人でも変わらないのか。
- 保険医療課長 軽減の期間については、社会保険の産前産後休業期間中の保険料免除とほぼ同じ扱いになっている。また、単胎か多胎かのみで、多胎の人数についての違いはない。
- わたなべ委員 標準的なモデルケースでは、どれくらい減額されるのか。
- 保険医療課長 所得が 300 万円の場合、所得割が医療分として 5 万 7,800 円、後期高齢者支援金分として 2 万 3,100 円、介護分として 1 万 9,500 円の合計約 10 万円に加え、均等割の医療分と後期高齢者支援金分と介護分がそれぞれ減額される。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論

- わたなべ委員 経済的に余裕がなく、出産を見合わせている夫婦もいる。短期間ではあるが、子どもを望む家庭にとって良い政策であり、また少子化を脱する方法の一つだと考えるため、賛成討論とする。

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 59 号 市が洞保育園及び市が洞児童館の指定管理者の指定について

子ども未来課長 議案第 59 号について説明

木村委員 指定管理者となる株式会社ポピンズエデュケアのグループ会社で保育士による虐待に関する報道があったが、それに対し、市として対応したのか。

子ども未来課長 本市ではなく関東での事案だが、当該会社から事案の説明と謝罪があり、再発防止についての説明もあった。適切な保育に努めていただくよう注意とお願いをした。

木村委員 本市においては問題ないか。

子ども未来課長 職員への指導内容、会社の対応、この事案に対する問合せの体制などの説明を受け、問題ないと判断している。

木村委員 今までの公設民営と公私連携型の違いは何か。

子ども未来課長 公設民営保育園は、国や県から保育給付費が交付されないため、市が洞保育園の場合、年間約 1 億 4,000 万円かかる運営費のすべてが市の負担となる。一方、公私連携型保育所は民間保育所という扱いになるため、国や県から 4 分の 3 の保育給付費が交付され、市の負担は 4 分の 1 になる。運営内容に変更はない。

大島委員 指定管理者選定委員会での評価点数が 100 点満点中 77.90 点とのことだが、どのような項目で点数が低く、また、高かったのか。

課長補佐（保育担当）

全体的に 7 割程度の点数であったが、「保育所・児童館の設置の目的を効果的に達成し、効率的な管理運営を行うことができること」という選定基準の「設置目的の効果的な達成」で、サービス向上の取組や市民活動団体等との連携を取り入れる取組がなされているかという点で少し低くなっている。これについては、コロナ禍で市民活動団体等との連携があまりできていなかったとのことで、最近は積極的に地域やボランティアと連携した活動をしていることを確認している。

大島委員 候補者が株式会社ポピンズエデュケア 1 者のみであった理由をどのよう

に考えるか。

課長補佐（保育担当）

1年間の任意指定としているため、1者となっている。

大島委員

児童数が減少しているのに年々指定管理料が上がり、今回も約100万円の補正予算が計上されているが、どのような協議のもと指定管理料が上がっているのか。

課長補佐（児童担当）

市が洞児童館では、放課後児童クラブの待機児童対策として児童館下校を行っているが、それに伴う人件費を国の基準に基づき、株式会社ポピンズエデュケアと協議の上、計上している。

大島委員

市が洞第2児童クラブは市が洞第2生活クラスとして、株式会社トライグループではなく株式会社ポピンズエデュケアが実施することになったが、指定管理選定委員会の会議録を見ると、株式会社ポピンズエデュケアに対する厳しい意見も多い中、どのような協議のもと決定したのか。

課長補佐（児童担当）

令和6年度から市内全域で実施予定の「ながくてひろば」について、公設の放課後の児童の居場所事業ということで、市が洞児童館の放課後児童クラブにおいても同施設内での実施を協議していたが、市が洞第2児童クラブは市が洞第2生活クラスとして、放課後児童クラブと同水準で受け入れていただくことになった。指定管理者選定委員会で、収支計画書の不手際などから株式会社ポピンズエデュケアに対して厳しい意見があったことは承知しているが、その点については、改善を検討していると聞いている。

大島委員

市が洞第2生活クラスの保育料は、市か指定管理者かどちらの収入になるのか。

課長補佐（児童担当）

市である。

大島委員

年々指定管理料が上がっている理由について、株式会社ポピンズエデュケアからの説明はどのようなか。

子ども部長

指定管理料について、保育園は国の公定価格に基づいて給付費が決まっており、保育士等の処遇改善で年々増額している。また、放課後児童クラブについても国で交付金の基準が決まっており、児童厚生員や児童支援員の処遇改善で年々増額している。

わたなべ委員

今回は1年間の任意指定とのことだが、次は議会に報告してもらえるのか。

子ども部長

議会の会議の中で説明の場を設けるというわけではないが、正副議長を

通して議会に報告する予定である。

大島委員 市が洞保育園は市の土地と建物を無償で貸与するとのことだが、今後新たに公募する公私連携型保育所は、土地と建物を設置者の負担で用意することになっている。無償とする理由は何か。

子ども部長 市が洞保育園は建設費用に国からの交付金を充てており、有償とした場合は交付金の返還義務が発生するため、無償としている。今回誘致した新設保育園の建設費についても、国と市から一定の補助金が出るため、すべて設置者の負担というわけではない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員派遣について

委員長 令和6年1月30日、31日の2日間で所管事務調査を実施する。1月30日午後1時30分から大阪府泉大津市役所において、「あしゆびプロジェクトについて」、1月31日午前10時から大阪府寝屋川市役所において、「いじめ対応について」を調査事項とし、全委員参加とする。本件について、以上のとおり委員派遣とすることとしてよろしいか。

<異議なし>

委員長 異議なしと認める。については、所管事務調査のため1月30日、31日の両日、大阪府泉大津市及び大阪府寝屋川市へ全委員を派遣することとし、議長へ派遣承認要求書を提出する。

委員長 この際、暫時休憩。

<午前10時29分休憩>

<午前10時40分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

所管事務調査

他制度から介護保険制度への適用関係について

長寿課長 本題に入る前に、「すこやか介護保険」の冊子を使って、介護保険制度の概要を説明する。

介護保険制度は、40歳以上の方が保険料を納め、介護が必要となったときに、所得に応じて1割から3割の負担で介護サービスを利用できる制度である。

市町村は、制度の運営や要介護認定の実施、介護保険証の交付、サービスの確保・整備を行っており、介護サービスを利用する場合には、まず市役所で要介護認定の申請を行うことになる。

地域包括支援センターは、介護予防や高齢者の総合的な相談を行っており、要支援認定者が介護予防サービスを利用するときに必要な介護予防ケアマネジメントを作成している。また、権利擁護や高齢者虐待の早期発見、ケアマネジャーへの支援等の役割を担っている。なお、要介護認定者のケアプランは、居宅介護支援事業所で作成している。

サービス事業者は、県や市の指定を受けた社会福祉法人や民間企業などで、デイサービスやホームヘルパーの訪問、特別養護老人ホームやグループホームなどのサービスを提供している。利用者が所得に応じた利用料をサービス事業者を支払い、市がサービス事業者への介護報酬を支払っている。

介護保険の加入者については、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者の2種類がある。第2号被保険者は16種類の特定疾病に該当した場合に対象となる。

所得に応じて負担割合や支給限度額が決まっており、限度額を超えて利用した場合は全額自己負担となる。利用者負担が高額になったときは、所得や住民税の課税状況に応じて、高額介護サービス費として後から支給される。

次に、介護保険サービス費が、決算書上どの科目で支出しているのか説明する。介護保険サービスには、大きく分けて在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスの三つがある。

在宅サービスである訪問介護（ホームヘルプ）は、ホームヘルパーが利用者宅を訪問し、食事や入浴などの身体介護や掃除、洗濯、買い物などの

生活援助を行うもので、介護保険特別会計の居宅介護サービス給付費に当たる。

施設サービスについては、介護が常に必要な人が入所する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、原則、要介護3から要介護5の人が対象となる。介護老人保健施設は、よく老健と呼ばれているが、退院後、病状が安定した人にリハビリを行い、スムーズな在宅復帰を促す施設である。介護保険特別会計の施設介護サービス給付費に当たる。

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で生活し続けるために、小規模な施設や在宅サービスによりその人の状態に合ったきめ細やかなサービスを提供するものである。原則として市内の地域密着型サービスは市民しか利用できない。介護保険特別会計の地域密着型介護サービス給付費に当たる。

以上が、介護保険制度の概要である。

他制度からの介護保険制度の適用関係については、65歳以降は、原則、介護保険制度が優先的に適用される。これまで医療保険制度や障害福祉制度が適用されていたサービスのうち、類似するサービスが介護保険制度にある場合は、介護保険制度が適用されることになる。

そもそものようなサービスがどの制度に適用されるかについては、一般的には通院治療や入院治療、リハビリ、自宅での診療は医療保険制度、自宅や施設で看護師が行う医療措置、リハビリ、ヘルパーなどの支援は介護保険制度が適用される。障がいがある場合は、介護保険サービスに加えて、障害福祉サービスが利用できることがある。

財源については、介護保険制度は、保険料が40パーセント、利用者負担が10パーセント、国・県・市の負担が50パーセントである。利用者負担は原則1割である。医療保険制度は、社会保険料が50パーセント、医療機関の窓口で支払う自己負担が15パーセント、残りの35パーセントが公費である。利用者負担は原則3割である。これらは保険制度であるため、加入者が保険料を出し合い、互いに支え合う制度となっている。

一方、障害福祉制度は、国・県・市が一定の割合で負担し、ほぼすべてが公費となっている。利用者負担は原則1割だが、負担能力に応じて負担額が決定されるため、自己負担がない場合もある。そのため、障がいによって働けず、収入がない人でも、サービスを利用することができる。

介護保険制度と障害福祉制度との関係については、資料4ページの図のとおりである。多くの人が65歳で介護保険制度に切り替わるが（①部分）、40歳以上で特定疾病のある人も介護保険制度の適用となる（①'部分）。

65歳以上の高齢障がい者については、介護認定が非該当で、介護保険サービスを利用せず、障害福祉制度固有のサービスのみを利用する人もいれば（②部分）、介護保険だけでは必要なサービスが補えない場合など、障害福祉制度を併用する人もいる（③部分）。

具体的なケースとしては、資料5ページのケース1のように、ホームヘルパーを利用しながら、日中デイサービスに通っている身体障がい者が、年齢到達により65歳で障害福祉制度から介護保険制度に切り替わる場合、65歳以降、ホームヘルパー、デイサービスともに介護保険制度での適用に変わる。多くの事業所が高齢者と障がい者の両方で指定を取っているため、同じ事業所を利用できることが多い。

ケース2は、介護保険の適用状況によって制度が異なるケースである。若年性認知症は40歳になると介護保険制度が適用されるため、サービスの利用にあたっては、まずは介護認定を受ける必要がある。介護認定が該当の場合は介護保険制度のグループホーム、非該当の場合は障害福祉制度のグループホームを利用することになる。また、就労支援が必要と認められる場合には、就労継続支援B型のサービスを受けることができるが、就労系のサービスは障害福祉制度固有のサービスである。介護保険制度のグループホームでも必要に応じて利用することができる。

サービスの利用にあたっては、高齢者はケアマネジャー、障がい者は相談支援専門員といった福祉専門職が主となり相談からサービスの調整まで行っている。制度が切り替わる際には、両者が連携を取りながら支援している。

市民には、地域包括支援センターや障害者総合相談支援センターもしくは市役所に気軽に問い合わせさせていただきよう案内していただきたい。

なかじま委員 介護保険制度の利用者負担は原則1割とのことだが、1割と2割と3割のそれぞれの人数はどのようなか。

課長補佐（介護保険担当）

令和5年9月末時点で1割負担が1,454人、2割負担が139人、3割負担が145人である。

なかじま委員 40歳以上65歳未満と65歳以上の人数の内訳はどのようなか。

課長補佐（介護保険担当）

令和4年度末時点の総数が1,687人で、第1号被保険者が1,644人、第2号被保険者が43人である。

大島委員 介護保険制度が創設されてから、生涯にわたって障害福祉制度のみを利用する人は減少しているか。

障がい福祉係長 中には生涯、障害福祉制度だけを利用する人もいるかもしれないが、把握は難しい。

大島委員 本市には地域包括支援センターが2か所あるが、ケアマネジャーはそれぞれ何人ぐらいいるのか。

課長補佐（介護保険担当）

三、四人である。居宅介護予防支援だけでは、要支援の単価設定が低く、経営が成り立たないため、居宅介護支援事業所に地域包括支援センターの業務をプラスして委託している。

大島委員 市内の居宅介護支援事業所にはケアマネジャーが何人ぐらいいるのか。

課長補佐（介護保険担当）

市内には7事業所あり、合計約40人である。

大島委員 以前は介護予防に力を入れ、要介護度が軽くなると、事業所に加算措置がある時期もあったと思うが、現在、介護予防に力を入れているという話をあまり聞かない。介護認定を受けてから軽くなった人はいるのか。

課長補佐（介護保険担当）

介護認定の更新時は、基本的には現状維持か少し上がることの方が多いが、骨折などのけがで要介護認定を受けた人は、症状がよくなることで下がることもある。

大島委員 認知症の要介護状態区分はどのようか。また、認知症カフェにはどのような人が参加しているのか。

課長補佐（介護保険担当）

要支援1・2だと、基本的には認知機能の低下がほとんどない、または少しあるという状態である。認知症は大体要介護1から始まるケースが多い。

課長補佐（いきいき長寿、地域支援担当）

認知症カフェには相談員を配置している。認知症であることを家族や本人がわかっていて参加している人もいれば、認知症を受容できてはいないが、心配だから来る人もいる。

大島委員 認知症カフェの支出は一般会計か。また、「オレンジークーテカフェ」という愛称は、認知症を受容できない人にも入りやすいが、ネーミングと制度が一致しておらず、わかりにくい。市民からそのような意見はないか。

課長補佐（いきいき長寿、地域支援担当）

認知症関係の支出は特別会計である。また、認知症の事業がわかりにく

いという意見は受けていない。

大島委員 広報紙での案内に、開催日時や場所、相談員がいることをわかりやすく記載しないか。

課長補佐（いきいき長寿、地域支援担当）

現状では開催日時と場所のみの記載なので、次回から見直しをする。

わたなべ委員 通いの場は誰がどのように立ち上げて、運営しているのか。

課長補佐（いきいき長寿、地域支援担当）

通いの場は、任意団体が実施している場合もあるが、市では、集会所や老人憩の家など約20か所で毎月開催している。

わたなべ委員 認知症カフェには専門職の相談員がいるとのことだが、どのような資格を持っているか。

課長補佐（いきいき長寿、地域支援担当）

主任ケアマネジャー、社会福祉士、看護師である。

なかじま委員 介護保険サービスの利用者負担について、主な在宅サービスの支給限度額や利用者負担が高額になった場合の上限額やその利用者負担段階区分は、市が独自で決定できるのか。

課長補佐（介護保険担当）

できない。

なかじま委員 支給限度額等を独自で決定できないにもかかわらず、「すこやか介護保険」の7ページに載っている介護サービス費の利用者負担のめやすは、各市町村で異なるのか。

課長補佐（介護保険担当）

この冊子は全国版の資料を活用している。介護保険サービスには地域ごとに地域区分という上乗せがあり、地域区分が「その他」の地域は記載どおりの金額になるが、本市は6級地で、その分の加算がある。

なかじま委員 支給限度額は変えられないが、介護サービスの利用者負担は全国単価より少し高いということか。

課長補佐（介護保険担当）

支給限度額についても、記載の額は標準地域の金額であり、地域区分によって加算がある。

なかじま委員 第1号被保険者は65歳に到達する月に保険証が送られてくるので、そのときに自分が対象者であることを認識できるが、第2号被保険者は、どのタイミングで自分が対象者であることを知り得るのか。医師から診断された段階で説明を受けるのか。

課長補佐（介護保険担当）

医療機関のケースワーカーや医師から説明を受けて介護認定の申請に来るケースが多い。

わたなべ委員 地域区分は、何で区分されているのか。

課長補佐（介護保険担当）

地域区分は、物価等の地域間格差を考慮して国が定めたものである。本市の場合、国からは5級地と示されているが、段階的に引き上げており、現在、6級地としている。

大島委員 デイサービスについて、どの施設を利用しても料金は定額か。

課長補佐（介護保険担当）

事業所の規模によって加算などがあるが、どこの事業所でも報酬単価に基づいた料金体系となっているため、基本的には同額である。

大島委員 介護保険を使わずに、自己負担でデイサービスを利用する場合の料金は幾らか。

課長補佐（介護保険担当）

「すこやか介護保険」の7ページに載っている額は、標準単価の1割の金額である。通所介護サービスで要介護1の人が1日過ごす費用は、1割負担で655円のため、割り戻すと総費用は6,550円となる。要介護状態区分によって金額が異なるが、同じように割り戻すことで総費用は計算できる。

大島委員 要介護状態区分によって事業所に入る金額が違うということか。

課長補佐（介護保険担当）

そのとおりである。

伊藤委員 利用者負担は障害福祉制度の方が少なく、介護保険制度の方が多いうことで、資料5ページのケース1では、65歳までは自己負担があまりないが、65歳以降は自己負担が増え、ケース2では、介護認定に該当する場合は、認知症対応型グループホームで自己負担が多めで、介護認定に該当しない場合は、障がい者グループホームで自己負担は少なめということか。

障がい福祉係長 ケース1の場合、65歳までは前年度所得による応能負担となり、自己負担の上限月額が3万7,200円、9,300円、0円のいずれかである。もともと自己負担がなかった人は、介護保険に切り替わった部分について原則1割負担となるが、国の軽減措置により、同等のサービスを利用する場合、実質的な自己負担はそれほどかからない。ケース2の場合は、介護保険のグループホームの場合は原則1割負担、障害福祉保険のグループホームの場合は先ほど説明したとおり所得に応じた自己負担となる。

委員長 質疑がないようなので他制度から介護保険制度への適用関係についての

所管事務調査を終了する。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前 11 時 32 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 5 年 12 月 6 日

教育福祉委員会委員長 富田えいじ